

民主党は「雇用対策3法案」で改めて格差是正を提起します

民主党厚生労働ネクスト担当 三井 辨雄
はたらき方調査会会長 細川 律夫

民主党は4月11日、「雇用基本法案」及び「労働者の募集及び採用における年齢に係る均等な機会の確保に関する法律案」、「若年者の職業の安定を図るための特別措置等に関する法律案」の三つの議員立法案を衆議院に提出しました。

格差が拡大する時代に、はたらき方、雇用にかかわる問題にいかに取り組むかは、国の根幹にかかわる問題です。にもかかわらず、政府の施策は雇用格差の是正に資するものではなく小手先にすぎません。そこで民主党は以下のとおり、雇用対策3法案を政府提案の雇用対策法の対案として用意し、論戦に挑みます。

民主党の方向を示す雇用対策3法案

かけ声倒れの政府案

① 雇用基本法案

- 格差是正のため、国の施策として、日本の将来的な雇用政策の方向性と戦略を定める「基本となる法律」を策定する。
- 若年者、女性、高齢者、障害者、被生活保護者、地域雇用開発、職業能力開発、外国人労働者、公正な働き方確保、安全と健康確保、ワークライフバランス、求人開拓や雇用情報の収集・提供等について、国が雇用基本計画を策定する。

- 政府案は既存の雇用対策法の改正案を提示したのみ。
- 国の雇用政策の基本を定めるべき「雇用基本法案」を策定できなかった。

② 募集・採用における年齢差別禁止法案

- 法案提出は今回が3回目。
- 政府与党が民主党案を追いかけた。
- 公務員にも適用。

- 政府案はこれまでの努力義務を義務規定に。
- 趣旨は民主党と同じだが、適用範囲が省令まかせで不明確。
- 公務員は適用除外。

③ 若年者就労支援法案

- フリーターや若年無業者(ニートなどと呼ばれる人)で、特に就職氷河期の時期に正社員になるチャンスがなかった40歳未満の人たちの就職相談を集中的に実施し、就職に結びつける。
- 根拠法を明確にし、若年者雇用を国の施策として位置づけ、国の責任で全国展開する。

- 政府も同様の事業は行っているが、予算は大幅削減、地方自治体が運営費を捻出。
- 若年者雇用を掲げる「再チャレンジ策」は絵に描いた餅、「成長力底上げ戦略」は再チャレンジ策の焼直し。根拠となる法律は不明。

※民主党はこの雇用対策3法案のほか、今国会に「格差是正緊急措置法案」「パート労働法改正案」を提出済、今後、「最低賃金法改正案」「労働基準法改正案」「労働契約法案」の提出を予定しています。